

(様式 1 - C)

## 借入(リース) 物件仕様書(自動車)

## 1 車種等

車種	ミニ・ホイールローダー キャブ仕様
ミッション	オートマチックトランスミッション
台数	1 台
総排気量	2,000cc 程度
乗用定員	1 人
ドア数	2 枚
車体カラー	黄色
指定文字等	両サイド前席ドア部分はアーム部分に「横浜市都筑土木事務所」(左ヨコ書き・1文字 6 cm×6 cm) と「(ハママーク)」(10 cm×14 cm 別紙のとおり) を黒で記入する
装備品	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 車検仕様</li> <li>2. ナンバープレート</li> <li>3. ワイパー (前後)</li> <li>4. ドアロック</li> <li>5. キャビン左右スライドサッシ</li> <li>6. モノレバー+1 レバー</li> <li>7. 走行モード切替スイッチ</li> <li>8. キャビン内スイッチパネル</li> <li>9. 左右ヘッドライト</li> <li>10. 左右バックミラー</li> <li>11. 室内用バックミラー</li> <li>12. 作業灯 (前後)</li> <li>13. バックブザー</li> <li>14. エアコン</li> <li>15. シートベルト</li> <li>16. 車両用消火器 (ABC 消火器、設置場所は別途協議)</li> <li>17. フロアマット</li> <li>18. 散光式黄色 LED 警光灯 (名古屋電機工業 XB12-B2P00 又は XB24-B2P00 (車両に適合した型式を採用) (同等品可))</li> <li>19. タイヤチェーン (4 輪)</li> <li>20. サスペンションシート</li> <li>21. AM/FM ラジオ</li> <li>22. ウインカー (前後部左右)</li> <li>23. ハザード</li> <li>24. バッテリディスクネクトスイッチ</li> <li>25. 標準マルチカプラバケット (0.5 m<sup>3</sup>)</li> </ol>

	<p>26. カプラ用マニュアフォーク</p> <p>27. クイックカプラ（機械式）</p> <p>28. 収納ボックス（設置場所は別途協議）</p> <p>29. スペアキー（3本）</p> <p>30. 標準工具一式</p> <p>31. 取扱説明書</p> <p>32. 部品表</p> <p>33. 納車前完成検査実施</p>
特別仕様	座席及びヘッドレストに固定式ビニールカバー（厚さ：0.2mm以上）を付ける。ただし、ヘッドレストの設定がなければ不要とする。
例示車種	コマツ WA40-8 日立建機 ZW40
横浜市グリーン 購入の推進に關 する基本方針	適合 ・ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">非該当または不適合でも可</span> (どちらかに○)
その他	<p>現在の使用状況：年間平均走行距離 約500km</p> <p>ドライバーの状況：複数人</p> <p>散光式黄色 LED 警光灯（装備品18）：規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について（昭和55年6月5日付、建設省機発第473号（以降の改正分を含む））」に準じるものとする。また、警光灯は堅固に取り付け、警光灯の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行う。</p> <p>排出ガス：特定特殊自動車排出ガス最新基準適合車</p> <p>騒音レベル：国土交通省低騒音型建設機械指定機械</p> <p>神奈川県陸運事務所への車両登録及びそれに付随する車庫証明、車両検査、基準緩和認定の申請は賃貸人において行う。「道路維持作業用自動車」の指定は、賃借人名義において賃貸人が手続きを行う。</p> <p>その他、仕様等で疑義が生じた場合は、賃借人と賃貸人で協議の上、決定する。</p>

2 物品納入期限	令和6年11月5日
3 借入期間（本年度分）	令和6年11月1日から令和7年3月31日まで
4 借入月数（本年度分）	5か月
5 予定借入期間 及び最終日	7年間 令和13年10月31日
6 物品保管場所	<p>所在地 <u>横浜市都筑区荏田東4丁目10番1</u></p> <p>名 称 <u>横浜市都筑区都筑土木事務所資材置場</u></p> <p>電 話 <u>045-942-0606</u></p>

## 7 付帯事項

### (1) 物品の搬入・撤去等

運搬・搬入及び撤去に要する費用は、すべて賃貸人の負担とする。

(2) 物品の納入期限

新型コロナウイルス感染症の拡大等に伴う自動車部品の調達遅延等を理由に納入期限を超える場合、賃貸人と賃借人は対応について協議の上決定する。

(3) 公租・公課

リース期間中（登録時を含む。）における公租公課については、賃貸人の負担とする。

ただし、契約期間（更新した場合を含む。）中に自動車に関する新税が創設された場合又は税額等が変更された場合は、賃借人と賃貸人とは、当該増減額分の取扱いについて協議の上決定する。

(4) 入札方法

この入札は、3に掲げる借入期間（本年度分）における賃借料の総価により行う。

(5) 賃借料の支払い

賃借料の支払いは、毎月後払いとする。なお、借入開始日の属する月の賃借料については、借入開始日にかかわらず、月額賃借料を支払うものとする。また、予定借入期間の最終日が属する月（最終日が月末の場合を除く。）の賃借料については、支払わないものとする。

(6) 自動車リサイクル料

当該車両にかかる自動車リサイクル料については、賃貸人の負担とする。

(7) 保険・車検・点検整備

賃貸借契約約款第5条の規定にかかわらず、リース期間中（登録時を含む。）における自動車賠償責任保険については賃貸人の負担とし、その他保険料、車検・点検整備については、賃借人の負担により賃借人が手続を行うものとする

(8) 物品の再リース・売却

賃貸人は、予定借入期間満了後、本市の求めに応じて、物品を再リース又は売り渡すものとする。再リースする場合の月額賃貸料又は売り渡す場合の売買価格については、両者の協議の上決定する。

(9) 賃貸借契約約款第7条第2項中「又は使用」を削除して適用する。

(10) 賃貸借契約約款第12条中「設置場所」とあるのは「保管場所」と読み替えて適用する。

## 8 発注担当課

所在地 横浜市都筑区茅ヶ崎中央 32-1

担当者 都筑区都筑土木事務所 TEL : 045-942-0606

米村 FAX : 045-942-0809

別紙

○本市徽章

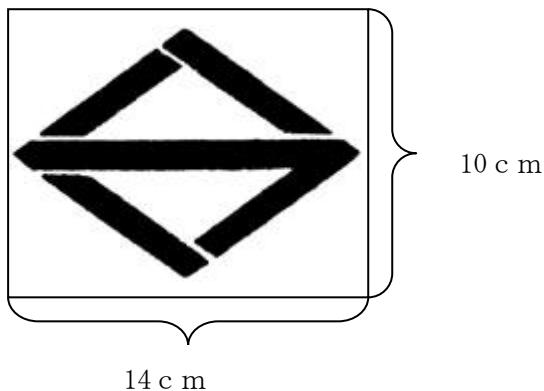
明治 42 年 6 月 5 日

告示第 44 号

本市徽章ヲ次ノ通り相定ム

地質 白

徽章 赤



寸法割合

高サハ横ノ 100 分ノ 70

線幅ハ横ノ 100 分ノ 8

線隙ハ線幅ノ 4 分ノ 1